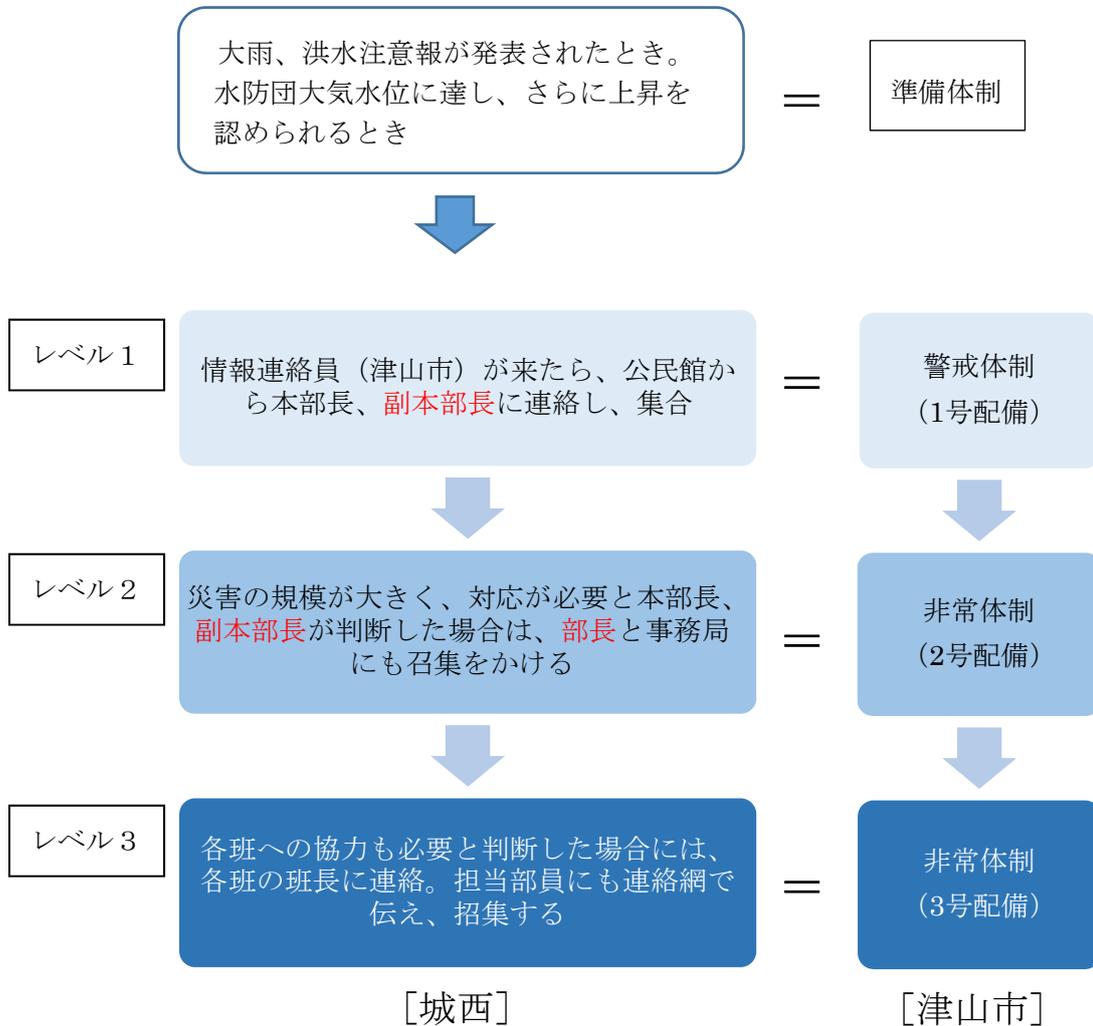


◆災害対策配備フロー

災害が発生したとき または災害が発生する恐れがあるとき



【津山市の配備基準】

災害警戒本部

○レベル1

(初動配備)・暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき

(1号配備)・大雪警報が発表され、かつ降雪地域の支所長・出張所長が必要と判断したとき

- ・水防警報（水防団出動）が発表されたとき
- ・局地的豪雨、豪雪、火災、爆発、その他大規模な事故が発生したとき
- ・震度4または震度5弱の地震が発生したとき
- ・その他災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき

災害対策本部

○レベル2

(2号配備)・市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき

- ・火災・爆発その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき
- ・その他、災害等事態が拡大する恐れがあり、市長または災害警戒本部長の指示があったとき

○レベル3

(3号配備)・発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される時

- ・火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき
- ・震度5強以上の地震が発生したとき
- ・特別警報が発表されたとき

【城西地区の申し合わせ】

- 1、レベル1で、情報連絡員(津山市職員)が公民館に来たら、防災防犯部員に連絡網で知らせる。
ただし、連絡が取れない場合もあるので、部員は津山市の配備基準に沿って行動すること

【参考：標高】

城西公民館	97	m	西小学校	95～96	m	眼鏡市場	99	m
作州民芸館	95	m	信用金庫	97	m	吾平	100	m
ユニクロ	98	m	ローソン	98	m	児童公園	96	m